

(案)

対策本部決定議案
令和2年4月2日
子育て支援部

小中学校における休業に伴う、子ども及び子育て家庭の居場所の確保について

1 提案理由

次の理由から、現在、運営している学童クラブ、児童館・児童センター及びのどか広場の運営を一部見直す。あわせて、地域子育て支援センターにおける子育て広場事業について、条件つきで再開する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、国・東京都が要請する夜間及び週末の外出自粛に、可能な限り対応する必要があること
- (2) 令和2年4月以降も小中学校における休業が実施されること。あわせて、子どもの居場所として学校開放が午後にかけて実施され、かつ、学童クラブ登録者も利用可能となること
- (3) 令和2年4月1日より学年が切り替わり、学童クラブ1年生の登所率が高まることで、育成室の過密化が想定されること
- (4) 子育て家庭の居場所としての、子育て広場事業の利用者が増加傾向にあり、引き続き確保する必要があること
- (5) 学童クラブ及び児童館・児童センターの臨時的運営が長期化しており、職員の勤務体制の軽減を図る必要があること

2 開始年月日

令和2年4月7日火曜日（小学校における休業の開始日）

3 運営の一部見直し内容

(1) 学童クラブ

- ① 通常の運営に戻し、学校開放と連携した子どもの居場所とする。

来館時間帯	学童クラブ児童の居場所
15時まで	学校開放
15時以降	学童クラブ

- ② 土曜開所を中止する。

(2) 児童館・児童センター

令和2年3月26日より実施している、全11館・センターでの自由来館を中止し、学童クラブのみ運営を継続する。

(3) 子育て広場事業（のどか広場、地域子育て支援センター）

のどか広場	地域子育て支援センター
各時間帯の受入組数は10組としつつ、当日の申込状況によって、最大15組程度まで受け入れる。	電話相談を広報し、面談等が必要と判断した家庭等については、保育園への登園（子育てひろば、園庭等）を案内する。

4 周知

- (1) 決定後、速やかに市ホームページにより周知する。特に子育て広場事業については、「子育て家庭への支援」として一体的に周知する（※地域子育て支援センターに案内することは周知しない）。
- (2) 決定後、速やかに市議会に情報提供する。